



7月20日 東地申第1号

ジョブローテーションによる **提出!** 強制配転の中止を求める緊急申し入れ

「変革2027」に掲げる社員・家族の幸福の実現には、「労働条件の向上」「職場環境の改善」「健康経営の推進」が打ち出されています。しかし、今、職場で起きていることは真逆の方向に進んでいます。「新たなジョブローテーション」の実施に向けて、これまで通りに面談や自己申告書の記入が行われているものの、そのあり方と具体的なやり方は大きく変更されています。そのような中で、希望していないにも関わらず、第2希望、第3希望まで記入させ、それを基に異動させたり、将来の時期を希望したにも関わらず、直ぐに異動の懲憑が行われるなど、本人の希望が重視され、モチベーションを向上させる施策と異動になっていないと多くの組合員から不満と不安の声が上げられています。特に7月に入ってから、本人の希望はもとより時期や異動先も示されない中での懲憑であったり、他職種への異動であったりと異動が目的化された強制的な配置転換であると言わざるを得ません。

地本は、不十分な懲憑により職場では大きな不安を抱えていることから、団体交渉を10日以内に開催することを要請するとともに、2点申し入れを行いました。

1. **今申し入れにおいての団体交渉を速やかに開催すること。**
2. **面談や自己申告書が重視されずに本人の希望からかけ離れた強制配転は、直ちに止めること。**